

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 42 回)
2. 日 時	平成 31 年 1 月 31 日 (木) 午前 10 時 ~ 10 時 55 分
3. 議 案	1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について — 常時 (取引時等) の対応について — 書面記載事項変更時の対応について — その他の対応について 2. その他
4. 主な内容	1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について — 常時 (取引時等) の対応について — 書面記載事項変更時の対応について — その他の対応について 事務局から、資料 1 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) 3. 常時 (取引時等) の対応について — 検討事項⑨ ・ 「所定のわかりやすいページ」として、「証券会社のホームページを開いた PC 画面上、スクロールしない状態でもリスク等説明ページに遷移するためのバナーが見えること」という要件が挙げられているが、各社でいかに顧客へ伝わるかを意識しながら工夫してホームページを作成しているので、ここまで厳密に日証協が求めると制約に感じてしまうのではないかと懸念する。 ⇒ 各社の完全な裁量の下でホームページを作成した場合、リスク等説明ページへのリンクが埋没し、利用者にとって不便になるのではないかと懸念するところもある。今後、事務局から各社ホームページ構成の特徴を大別した画面イメージを作成して提示するので、各社ホームページに求める必要最低限の事項について議論していければと考えている。(事務局) ⇒ 画面イメージが提示されたら、当社ではホームページの作成担当部署を交えて検討させていただきたい。 — 検討事項⑩ ・ 現在運用している契約締結前交付書面 (以下、「前書面」という。) の記載内容は各社差異があると思うが、どのように考えているか。 ⇒ 全社の前書面を把握しているわけではないが、現在はほとんどの社が日証協の参考様式を踏襲していると理解している。また、法令で厳格に規定

されている要素（フォントサイズ、枠囲み等）が多いため、当然、各社の自由度はないのかなと思っている。今回は、各社がウェブ上にわかりやすい形でリスク等説明を掲載していくことが求められるが、その内容やレイアウトをどこまで業界統一すべきかについては、おって本 WG で議論を行うこととしたい。（事務局）

⇒ 前書面の内容そのものの見直しの方向性によっては、各社の自由度が高まることも想定されるが、「投資家を混乱させない」という範囲で業界の目線合わせを検討していきたい。（主査）

一 検討事項⑪

- ・ 協会員に対して、顧客の取引残高報告書の閲覧有無に関する管理は求めないという理解でよい。また、電子交付の場合はどのように考えるか。

⇒ 現行の運用と同じである。（事務局）

⇒ 現在、取引残高報告書を電子交付し、一定期間経過後も閲覧記録が取れない顧客へ対応していることもあるだろうが、それは各社の裁量による個別対応である。現在の運用は、前書面の見直し後も変わらないと理解してもらってよい。（主査）

- ・ ⑪－１で提示されている方法について説明いただきたい。

⇒ まず、取引残高報告書は法定帳簿として送付し、送付したことの記録を管理している。一方、前書面は法定帳簿として５年間保存する義務が課されている。顧客に交付したものをどう保存するかについては、金商法施行時のパブリックコメントにおいて、顧客への送付記録を残すとともに前書面のマスターデータを保存するという取扱いが認められている。よって、ほとんどの会社は前書面が同封された取引残高報告書の送付記録を管理していると理解している。したがって取引残高報告書にリスク等説明の入手方法を記載することで、取引残高報告書の送付記録をもって、リスク等説明の入手方法を提供した記録に替えられ、協会員に現状以上の負荷を課さないでよくなるのではないかと考えている。（事務局）

⇒ 仮に、顧客から「Web ページにリスク等説明が掲載されていることを知らなかった」と言われた場合、「〇年〇月〇日に送付した取引残高報告書にリスク等説明の入手方法を記載している」と答えられる記録にもなっているということである。（主査）

一 検討事項⑫

- ・ 取引残高報告書の送付記録をもってリスク等説明の入手方法の提供記録

に替える考え方はよいと思う。「別途丁寧な説明が必要な顧客」とは、例えば高齢顧客は途中で健康状態、資産状況や投資目的等が変化していくものであり、その変化に応じて別途丁寧な説明が必要かどうかを判断していくべきではないか。また、上場有価証券の中でもレバレッジの利いた商品等があり、そういう点からも説明が必要かどうかを判断していく必要があるのではないか。

4. 書面記載事項変更時の対応について

ー 検討事項⑬

- ・ 前書面の内容に変更が生じた場合、変更後の前書面をリスク等説明ページに掲載したうえで、顧客には前書面が変更になった旨及び掲載場所のURLを記載した書面のみを郵送する方法でもよい。

⇒ 根本にあるリスク等が変わってしまうような変更の場合には、当初に交付した前書面の有効性そのものが問われることになるため、前書面そのものを郵送しない対応は難しいと思う。他方で、仮に「リスク等」以外の要素（例：本店所在地等）に変更が生じた場合には、前書面そのものは送り直さなくても「リスク等説明」ページにどのように示していくかは検討しなければならない。前書面の記載要素の場合分けをして、ご意見を伺いながら金融庁へ相談のうえどういった対応が必要か検討を進めたい。（事務局）

- ・ ⑬－２について、取引残高報告書上のメッセージをその都度変更する対応はシステム上の制約等が考えられるので、各社で工夫できる余地を残してほしい。

⇒ 取引残高報告書のどこに記載するかという課題も残っているものの、送付状の余白に記載することとなった場合でもその都度記載文言を変えることはかなりハードルが高いとは考えている。この後、実施する意見照会で、是非、各社の意見を頂戴したい。（事務局）

- ・ ⑬－２に前書面の変更前及び変更後にメッセージを追記する案は、顧客や支店毎に交付時期が異なり、年１回に交付する顧客もあることから、変更前に予め用意することは難しいため、変更後のみでもよいとできないか。

⇒ 顧客へ変更を周知するタイミングとして変更前がよいのか、若しくは丁寧なサービスを実施するという観点から変更前及び変更後の両方がよいのかは、個別のケースに応じてご検討いただくべきことと考える。（事務局）

	⇒ 変更後に前書面を送付し直す対応は、個社ベースではなく制度改正など業界全体で対応すべきケースがほとんどであろうと理解している。(主査) 5. その他の対応について － 検討事項⑭ 意見なし － 検討事項⑮ ・ プレーンな商品について、見直し後も事務局から前書面の参考様式が提示されることは有り難く、書面そのものの内容について分かりやすさを追求するのも賛成である。しかしながら、プレーンな商品以外の商品についても、顧客目線からすると、ひとつの場所に全ての商品の前書面が揃っているほうが利便性は高い場合もあり、商品性に関わらずまとめて Web 掲載できればよいのではないかと考える。 ⇒ 工夫する余地はあるのかもしれないが、今回の見直しの対象として Web 掲載に移行する商品とそうでない商品の誤認防止を図ることも大切であるため、どこまでできて、どこからはできないのかを明確に区別することも必要になってくると考える。(事務局) 最後に、事務局から、前回及び今回の本 WG の議論を踏まえ、業務フロー案を作成後、意見照会を実施する旨の説明が行われた。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。